

## 第4回裁判員制度広報企画評価等検討会 議事概要

最高裁判所事務総局刑事局

### 1 日時

平成20年2月13日(水) 16:30～17:10

### 2 場所

最高裁判所中会議室

### 3 出席者( は座長, は書面による参加)

伊藤雅人 最高裁判所事務総局刑事局第一課長

(小川正持最高裁判所事務総局刑事局長の代理で出席)

#### (外部有識者委員)

音 好宏 上智大学文学部新聞学科教授

亀井昭宏 早稲田大学商学学術院教授

田中里沙 株式会社宣伝会議編集室長

#### (最高裁判所委員)

安東 章 最高裁判所事務総局総務局第一課長

今崎幸彦 最高裁判所事務総局広報課長

染谷武宣 最高裁判所事務総局経理局主計課長

戸倉三郎 最高裁判所事務総局審議官

平木正洋 最高裁判所事務総局刑事局参事官

#### (諮問対象企画担当者)

吉崎佳弥 最高裁判所事務総局総務局参事官

### 4 諮問事項

裁判員制度広報企画(テレビスポットCM及びラジオスポットCM)につき、  
タレントを起用する企画を提案した提案者の取扱い等

### 5 配布資料

- (1) 提案書招請説明書
- (2) 照会及び質問等に対する回答（抜粋）

## 6 議事

- (1) 刑事局第一課長あいさつ及び諮問事項の告知

第4回裁判員制度広報企画評価等検討会の開催に当たり、刑事局長の代理として刑事局伊藤第一課長があいさつをするとともに、諮問事項を告知した。

- (2) 諮問事項の説明

諮問対象企画担当者から、以下のとおり、諮問事項の説明が行われた。

ア 仕様書には「いわゆる有名タレントについては起用しない」と記載されている。最高裁判所は、提案書招請説明書を受領した者から、同記載の趣旨に関する質問を受け、すべての提案者に対し、「いわゆる有名タレントを起用しないとした趣旨は、スポットCMを調達するための費用を、有名タレント起用のために使用するのではなく、なるべく多くの国民に効果的に伝達させるための費用、例えば、テレビスポットCMであれば、できる限りのGRPを獲得するための費用等に充てたいということにあります。したがって、スポットCMにおいて『人物』を使用することは問題ありません。当該人物が『いわゆる有名タレント』であるか否かは、上記の趣旨から判断してください」と、提案書の提出に先立って説明した。

イ 提案者の中に、タレントを起用したものがあり、当該提案者は、プレゼンテーションの際、最高裁判所の前記説明からスポットCMについて所要のGRPが確保できるのであればタレントの起用に問題はないものと理解した旨説明した。

ウ そこで、各委員による各提案書の採点に先立って、タレントを起用した企画提案が仕様書に反するのかどうかについて、認識を一致させておく必要があるものと思われる。

- (3) 協議

外部有識者委員から、仕様書の「いわゆる有名タレントについては起用しない」との記載に関する最高裁判所の説明を前提とすると、タレントを起用した企画提案を仕様書に反するものと取り扱うことはできないとの意見が述べられ、協議の結果、タレントを起用した企画提案は仕様書に反するものとは取り扱わないとすることで、委員の意見が一致した。

また、今後の手続について、外部有識者委員から、タレントを起用していない提案者は、発注者が民間企業ではなく、最高裁判所であることをも考慮して、仕様書の記載を厳格に解釈し、タレント起用の余地はないと理解していた可能性もあり、公平な企画競争という観点からすると、所要のGRPを確保できるならばタレント起用も可能であることを明示した上で、すべての提案者に対して、当初提案の修正又は再提案の機会を設けるのが相当であるとの意見が述べられ、協議の結果、すべての提案者に対し、当初提案の修正又は再提案の機会を設けるものとするので、委員の意見が一致した。

さらに、外部有識者委員から、当初提案の修正又は再提案の機会を設けることに伴い、タレント起用の点だけでなく、出稿計画、費用の見積もり等も見直し得ることを想定しても、その準備期間としては約2週間あれば十分であるし、また、契約予定日は遅れることとなるものの、当初提案を維持しようとする提案者は、実施段階でスケジュールを調整することによって十分対応が可能である旨の意見が述べられ、この点について、特段の異論は出されなかった。協議の結果、すべての提案者に対し、準備期間を約2週間として当初提案の修正又は再提案を行う機会を設けるものとするので、委員の意見が一致した。

#### (4) 諮問対象企画の今後のスケジュール等

以上の結果を踏まえ、諮問対象企画担当者から、平成20年2月14日にすべての提案者に対し、文書により、同月29日を期限として、当初提案の修正又は再提案の機会を設けることとすること、採点表の提出期限は同年3月17日ごろとすることが考えられる旨の説明がされた。協議の結果、上記説明のと

おりとすることで、委員の意見が一致した。

以上